

北海道公報

道
務
政
書
011-204-5035
電話
FAX 011-232-1385

令和3年6月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年6月29日
目次
告示
ページ
次

○道営土地改良事業変更計画の決定.....	97	(農業施設管理課)
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	97	(治山課)
○知事権限に係る保安林の指定.....	97	(治山課)
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	98	(治山課)
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	98	(治山課)
○森林法による通知に代える公示.....	98	(治山課)
○森林法による通知に代える公示.....	98	(治山課)
○土砂災害警戒区域の指定.....	98	(維持管理防災課)
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	101	(維持管理防災課)
○水防法による洪水浸水想定区域の指定.....	104	(維持管理防災課)
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	104	総合振興局告示及び振興局告示
○特定調達契約に係る入札の公告.....	105	○特定調達契約に係る入札の公告.....
○特定調達契約に係る入札の公告（3件）.....	106	道教育厅教育局告示

北海道告示第462号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年6月29日

北海道知事 鈴木直道
標津郡中標津町字養老牛324の1・401の1・401の2
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
土砂の流出の防備

1 保安林予定森林の所在場所
2 指定の目的
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、採伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のもととする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局
産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年6月29日

北海道知事 鈴木直道
虻田郡洞爺湖町泉113の15・113の18・113の25・113
の51・113の65（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、
113の26

1 保安林の所在場所
2 指定の目的
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、採伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のもととする。

北海道告示第460号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（釧路太
田西部地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路総合振興局に備え置いて、令和3年6月30日から20日間、一
般の縦覧に供する。
なお、この計画の変更については、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に北海
道知事に審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海
道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の
変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年（2021年）6月29日（火曜日）

北海道公報 第219号 97

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第463号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年6月29日

- 1 指定施業要件変更予定保安林 の所在場所 北海道知事 鈴木直道
2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る森林整備計画で定める標準伐期輪以上のもとのとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第464号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年6月29日

- 1 指定施業要件の変更に係る保 安林の所在場所 北海道知事 鈴木直道
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のもとのとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第465号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の通知の予定の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊浦町役場の掲示場に掲示した。

1 通知の内容 令和3年北海道告示第343号
2 所在が不分明な者 大野啓道

北海道告示第466号

北海道告示第466号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第7号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。
令和3年6月29日

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 蠶湾沢(8-2-405)
(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町上螺湾、螺湾(次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上螺湾(8-3-406)
(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町上螺湾(次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 伏古丹(8-4-407)
(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町大着地、足寄郡陸別町字上利別基線、字上利別原野基線（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

開北（8-10-496）

(2) 土砂災害警戒区域の箇所番号

足寄郡足寄町茅登（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

黒田牧場の沢川（II-84-0050）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町茂登牛（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

齐藤牧場の沢川（II-84-0060）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町郊南2丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

佐野川（I-84-0080）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町常盤（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

上利別沢川（II-84-0120）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町上利別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

下塩幌の沢川（II-84-0130）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町鷺府、上利別、白糸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

1の沢川（II-84-0140）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町白糸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

南雲牧場一の沢川（II-84-0150）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町白糸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

南雲牧場二の沢川（II-84-0160）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町白糸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

前田牧場の沢川（II-84-0170）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町白糸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

三の沢川（II-84-0180）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町白糸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上利別二の沢川 (II-84-0190)	土石流	21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宮城川 (II-84-0410)
(2) 土砂災害警戒区域の表示		(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町上足寄 (次の図のとおり)
(3) 足寄郡足寄町上利別 (次の図のとおり)		(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	土石流	
16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西一線沢川 (II-84-0330)	土石流	22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 愛徳橋の沢川 (II-84-0420)
(2) 土砂災害警戒区域の表示		(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町茂足寄 (次の図のとおり)
足寄郡足寄町上利別 (次の図のとおり)		(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	土石流	
17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中足寄の沢川 (II-84-0360)	土石流	23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 茂足寄川三の沢川 (II-84-0430)
(2) 土砂災害警戒区域の表示		(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町茂足寄 (次の図のとおり)
足寄郡足寄町中足寄 (次の図のとおり)		(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	土石流	
18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 萩原の沢川 (II-84-0370)	土石流	24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 高島の沢川 (II-84-0450)
(2) 土砂災害警戒区域の表示		(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町上螺湾 (次の図のとおり)
足寄郡足寄町螺湾 (次の図のとおり)		(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	土石流	
19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上足寄本町の沢川 (I-84-0390)	土石流	25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 稻牛沢川 (II-84-0460)
(2) 土砂災害警戒区域の表示		(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛 (次の図のとおり)
足寄郡足寄町上足寄本町 (次の図のとおり)		(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	土石流	
20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宮城の沢川 (II-84-0400)	土石流	26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ルウチシナイ 1 の沢川 (II-84-0520)
(2) 土砂災害警戒区域の表示		(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町上足寄 (次の図のとおり)
足寄郡足寄町上足寄 (次の図のとおり)		(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	土石流	

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 共栄二の沢川 (II-84-0530)	33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 共栄三の沢川 (III-84-007)
(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町共栄町 (次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町共栄町 (次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 足寄発電所4の沢川 (III-84-002)	28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 足寄発電所4の沢川 (III-84-002)
(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町郊南1丁目 (次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町郊南1丁目 (次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下愛冠の沢川 (III-84-003)	29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 足寄郡足寄町下愛冠、下愛冠1丁目、下愛冠4丁目 (次の図のとおり)
(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町下愛冠、下愛冠1丁目、下愛冠4丁目 (次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町下愛冠、下愛冠1丁目 (次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下愛冠四丁目の沢川 (III-84-004)	30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新町1の沢川 (III-84-005)
(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町下愛冠4丁目 (次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町新町、下愛冠 (次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新町二の沢川 (III-84-006)	31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新町二の沢川 (III-84-006)
(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町新町 (次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡足寄町新町 (次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新町二の沢川 (III-84-006)	32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新町二の沢川 (III-84-006)
(2) 土砂災害警戒区域の表示	(2) 土砂災害警戒区域の表示

(II - 8 - 63 - 2070)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町上利別(次の図のとおり)	(8)(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 拓進の沢右股川(II - 84 - 0480)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛(次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄下愛冠2(III - 8 - 37 - 738)	8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄郡足寄町稻牛(次の図のとおり)	9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 菅野牧場の沢川(II - 84 - 0490)
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町下愛冠1丁目(次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛(次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛(次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 事務所の沢川(II - 84 - 0070)	10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上稻牛沢川(II - 84 - 0500)	11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄茂足寄1(I - 8 - 50 - 2896)
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町郊南1丁目、中川郡本別町西仙美里(次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛(次の図のとおり)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町茂足寄(次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 阿部牧場の沢川(II - 84 - 0440)	6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町上螺湾(次の図のとおり)	7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 拓進の沢左股川(II - 84 - 0470)
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町上螺湾(次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛(次の図のとおり)
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 足寄郡足寄町稻牛(次の図のとおり)

次の図のとおり

12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄旭町（I - 8 - 55 - 2701）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町旭町3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄里見が丘2（I - 8 - 58 - 2704）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町里見が丘、西町1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄上足寄（II - 8 - 64 - 2071）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町上足寄（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄上螺湾1（II - 8 - 65 - 2072）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町上螺湾（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄上螺湾2（II - 8 - 66 - 2073）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町上螺湾（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄里見が丘3（II - 8 - 67 - 2074）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町里見が丘、西町3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄西町4（II - 8 - 68 - 2075）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町里見が丘、西町1丁目、西町2丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄下愛冠1（II - 8 - 91 - 2414）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町下愛冠4丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄西町5（II - 8 - 92 - 2415）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町西町6丁目、西町7丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄大誉地本町（Ⅲ-8-33-734）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町大誉地、大誉地本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>		<p>〔「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて掲 覧に供する。〕</p>	
<p>21(1)</p> <p>表</p>		<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区 域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を 公表する。</p> <p>「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理 防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。</p>	
<p>22(1)</p> <p>次の図のとおり</p> <p>23(1)</p> <p>次の図のとおり</p> <p>24(1)</p> <p>次の図のとおり</p>		<p>令和3年6月29日</p> <p>北海道知事 鈴木直道 場 覧</p> <p>水系名 河川名 開</p> <p>二級河川余市川 余市川 北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課及び余市出張所</p>	
<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1)</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄上利別2（Ⅲ-8-35-736）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町上利別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1)</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄鷲府（Ⅲ-8-36-737）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町鷲府（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1)</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄稻牛（Ⅲ-8-54-880）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>		<p>北海道後志総合振興局告示第4号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和3年6月29日</p> <p>北海道後志総合振興局長 天沼宇雄</p>	
<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1)</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄鷲府（Ⅲ-8-36-737）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町鷲府（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1)</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄鷲府（Ⅲ-8-36-737）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町鷲府（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1)</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄稻牛（Ⅲ-8-54-880）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町稻牛（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>		<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 定流量自動停止弁ほか9品目全2,949点</p> <p>2 落札を決定した日 令和3年6月16日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 富士古河E&C株式会社 (2) 住所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地</p> <p>4 落札金額 122,100,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 令和3年4月27日付け北海道後志総合振興局告示第3号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 次の図のとおり</p>	

(1) 名 称 北海道後志総合振興局総務課需品係
(2) 所在地 虹田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道渡島総合振興局告示第83号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月29日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その1） 一式（1月当たりの単価） 1
台分
イ 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その2） 一式（1月当たりの単価） 1
台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力團関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されないないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に關し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- (5) 当該調達をする物品等に關し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4及び5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年6月29日（火）から同年7月8日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール（アドレス：oshimasonu20@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合はPDF、Word又はExcelとすること。
の形式はPDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階301号会議室
(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目
6番16号 北海道渡島総合振興局総務課)

(2) 入 札 日 時 令和3年7月29日（木）午前10時30分（送付による場合は、同日27日（火）午後5時までに必着）
6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年4月20日付け北海道渡島総合振興局告示第59号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ (<http://www>.

oshima.prefhokkaido.lg.jp/index.htm)においてダッシュボード することができる。		(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 令和3年11月30日(火) (4) 納入場所 入札説明書による。	
9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否		平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者は契約の締結を行わない。	
11 その他の 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。		契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番1号 (3) 電話番号 0138-47-9416	
12 Summary		A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of Car 1 set b Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 10:30 A.M., July 29, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 27, 2021)	
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416		道教育局告示	
北海道教育局空知教育局告示第42号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。		道教育局空知教育局長 藤村誠 令和3年6月29日	
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 道立学校校務用パソコンスピュータ 45台分		1 入札に付する事項 (1) 調達をする事項 道立学校校務用パソコンスピュータ 45台分	
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 令和3年11月30日(火) (4) 納入場所 入札説明書による。		2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていること。 (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品に関する要件等を満たしていることを証明した者であること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 A 申請の時期 令和3年6月29日(火)から同年7月19日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目		4 対応する事項 契約条項を示す場所 北海道教育局空知教育局道立学校運営支援室	
5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階会議室(送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育局空知教育局道立学校運営支援室)		5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階会議室(送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育局空知教育局道立学校運営支援室)	
(2) 入札日時 令和3年7月30日(金)午前11時(送付による場合は、同月29日(木)午後5時まで必着)		(2) 入札日時 令和3年7月30日(金)午前11時(送付による場合は、同月29日(木)午後5時まで必着)	
(3) 開札日時 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。		(3) 開札日時 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。	

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定期

ア 名称及び数量

(ア) 道立学校公用パソコン用コンピュータ

(イ) 岩見沢農業高等学校デジタル対応産業教育施設整備用パソコン用コンピュータ

(ウ) 岩見沢農業高等学校デジタル対応産業教育施設整備用パソコン用コンピュータ

(エ) 美唄尚栄高等学校デジタル化対応産業教育施設整備用パソコン用コンピュータ

(オ) 潟川工業高等学校デジタル化対応産業教育施設整備用パソコン用コンピュータ

(カ) 潟川工業高等学校デジタル化対応産業教育施設整備用パソコン用コンピュータ

(キ) 泰井江商業高等学校デジタル対応産業教育施設整備用パソコン用コンピュータ

(ク) 泰井江商業高等学校デジタル対応産業教育施設整備用パソコン用コンピュータ

(ケ) 令和3年8月頃

(セ) 令和3年8月頃

(タ) 令和3年8月頃

(カ) 令和3年8月頃

(オ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(セ) 令和3年9月頃

(タ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(オ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(セ) 令和3年9月頃

(タ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(オ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(セ) 令和3年9月頃

(タ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(オ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(セ) 令和3年9月頃

(タ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(オ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(セ) 令和3年9月頃

(タ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(オ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

(セ) 令和3年9月頃

(タ) 令和3年9月頃

(カ) 令和3年9月頃

www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm)において
ダウンロードすることができます。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(ア)及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることされた場合は、当該落札者は契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによると
か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育厅空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142 (直通)

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 45 sets
B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., July 30, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 29, 2021)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育厅胆振教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和3年6月29日

北海道教育厅胆振教育局长 山上 和弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 情報処理教育機器の賃貸借（胆振西部地域） 一式（1月当たりの単価） 33台
イ 情報処理教育機器の賃貸借（胆振東部地域） 一式（1月当たりの単価） 55台
分 な、北海道教育厅空知教育局のホームページ（http:// /）

令和3年（2021年）6月29日（火曜日）

北海道公報

第219号 107

(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書による。
(3) 納 入 期 限	令和3年9月30日（木）
(4) 契 約 期 間	令和3年10月1日から令和9年6月30日まで (北海道伊達緑丘高等学校については、令和3年10月1日から令和5年3月31日まで)
(5) 納 入 申 請 方 法	この入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の競出競出予算の減額又は削除があつた場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 入札説明書による。
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。 (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したこと。 (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和3年6月29日（火）から同年7月21日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）まで イ 申 請 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育厅胆振教育局道立学校運営支援室
4 契約条項を示す場所	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 北海道教育厅胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時	入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育厅胆振教育局道立学校運営支援室）
(1) 入 札 時 期 限	令和3年9月30日（木）
(2) 納 入 期 限	令和3年10月1日から令和9年6月30日まで (北海道伊達緑丘高等学校については、令和3年10月1日から令和5年3月31日まで)
(3) 契 約 期 間	なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の競出競出予算の減額又は削除があつた場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
(4) 契 約	入札説明書による。
(5) 納 入 申 請 方 法	この契約による調達後ににおいて調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定期
(6) 入 札 保 証 金	平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
7 一連の調達契約に関する事項	この契約による調達後ににおいて調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定期
(1) 名 称 及 び 数 量	ア パーンナルコンピュータ（胆振西部地域） 一式 62台分 イ パーンナルコンピュータ（胆振東部地域） 一式 34台分 ウ パーンナルコンピュータ（登別明日中等教育学校） 一式 1台分
(2) 予 定 時 期	令和3年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
8 入札説明書の交付に関する事項	9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 (1) 交 付 场 所 北海道教育厅胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育厅胆振教育局のホームページ（http://www.dokyopref.hokkaido.g.jp/hk/ibk/index.htm）においてダウンロードすることができる。
(1) 交 付 方 法	北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第15条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもつて入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
(2) 交 付 方 法	10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者は契約の締結を行わない。
11 そ の 他	

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育厅胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

- a Lease of Personal Computer (Iburi Western region) 33 sets
 - b Lease of Personal Computer (Iburi Eastern region) 55 sets
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., August 17, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., August 16, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育厅オホーツク教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月29日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- | | | |
|---------------|----|-------|
| ア 学習用端末（網走地区） | 一式 | 218台分 |
| イ 学習用端末（北見地区） | 一式 | 435台分 |
| ウ 学習用端末（紋別地区） | 一式 | 246台分 |

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 期 日 令和4年2月28日（月）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- 令和3年（2021年）6月29日（火曜日）

- (2) 道が行う指名競争入札に關する指名を停止されないこと。
- (3) 暴力團關係事業者等であることにより、道が行う競争入札への參加を除外されないなこと。
- (4) 当該調達をする物品に關し、要求仕様書に記載の要件等を備としていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 令和3年6月29日（火）から同年7月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎3階2号会議室
(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入 札 日 時 令和3年8月10日（火）午後3時（送付による場合は、同月6日（金）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 一連の調達契約に關する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に關する入札の公告
令和3年6月10日付け北海道教育厅オホーツク教育局告示第25号

- 8 入札説明書の交付に關する事項

(1) 交付場所	4に同じ。
(2) 交付方法	(1)の場所で交付する。 また、北海道教育厅オホーツク教育局のホームページ (http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hlk/okh/kokujii.htm) においてダウンロードすることができます。

誤

正

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者は契約の締結を行わない。

- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、他
- 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
(3) 電 話 番 号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Learning Device 218 sets
- b Learning Device 435 sets
- c Learning Device 246 sets

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., August 10, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 6, 2021)C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785

○令和3年4月30日（本号第202号）
北海道告示第337号（農業振興地域の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ 行

82	右	17
誤	「民有林野の7、50、51」	
正	「民有林野の7、39から47、50、51」	

正誤
○令和3年3月26日（本号第192号）
北海道規則第22号（北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあつたので訂正する。
ページ 行
170 左 9及び10